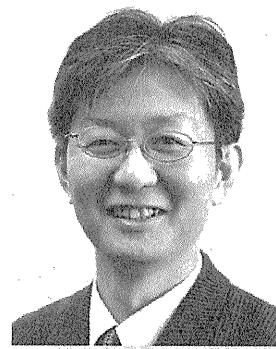


## 卷頭言

# 総合評価方式への期待

小澤一雅



平成17年春に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、わが国の公共工事に総合評価方式が広く導入されつつある。これまでの会計法や地方自治法では、原則として価格のみによる入札が行われ、契約の相手が決定されてきた。例外的にしか認められていなかった価格以外の要素を考慮して契約の相手を決める方法が広く導入されることは、非常に大きな意味がある。この総合評価方式を公共工事の入札方式として、適切に活用されることが期待されている。

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。そのため、発注者は、個々の工事の内容に応じて適切な技術力を有する企業を競争参加者として選定するとともに、技術力を評価した落札者の決定や適切な監督・検査等の実施により公共工事の品質を確保する必要がある。工事の特性（技術的な工夫の余地の大きさや求める技術提案の内容）に応じて、総合評価方式の「簡易型」「標準型」「高度技術提案型」のいずれかを選択して適用する必要がある。いずれの場合も、価格と技術力や技術提案等を総合的に評価する。

「簡易型」の総合評価では、工程管理や品質管理等に関する施工計画、企業の施工実績や成績、配置予定技術者の能力等が価格以外の評価項目として考えられている。良質の施工を確実に実施できるかどうかを価格と総合的に評価し、落札者を決定しようとするものである。

評価項目をどのように設定するか、また、評価項目の配点や価格点に対する技術点の重みをどの程度にするかは、個々の工事の特性だけでなく、応札が見込まれる施工者の特性を考慮して決定する必要がある。個々の工事は、同種の工事であっても、現場の状況はそれぞれ異なるものである。安全や工程を含めて品質を確保するためには、それぞれの現場の状況に応じた施工計画が必要である。発注者は、マニュアルに頼らず、個々の現場の状況に応じた評価項目を適切に考える必要がある。工事の品質は、企業の施工実績等だけでな

く、現場に配置される技術者の能力に負うところが大きいことが知られている。技術者の保有する資格だけでなく、過去の経験工事における品質や、必要に応じて配置予定技術者のヒアリングを実施することも有効である。

総合評価方式では、発注者には、これまで以上に技術力を評価する目を持つことが極めて重要となる。提出された技術資料を事前に評価するだけでなく、実施された工事の品質を検査し、施工中の施工者の技術力を適切に評価することが、次の工事の評価に活かされるからである。発注者自らが、その技術力を高める方策を考えることが重要である。

わが国の公共工事の入札では、契約の相手方を決定することと、契約金額を決定することが同時に行われる。工事における契約金額は、設計変更等によって精算時には異なる金額となるのが一般的である。契約の相手を決める入札行為と金額を含めて責任分担や変更の条件を合意する契約行為は、異なるものである。「高度技術提案型」では、工事目的物を含めた高度な技術提案を求めて入札を実施する。技術提案の評価に基づいて契約交渉の相手を決定することと、交渉によって契約金額やその変更方法を決めることを分けて行うことができると、より望ましい方式になるものと思われる。

「品確法」に基づく総合評価方式の導入は、始まったばかりである。評価項目や配点については、その結果を見ながら改善の努力を続けることが重要である。価格点の順位と総合評価の順位が変化するかどうかだけでなく、応札者からの技術提案が、発注者の期待したものであったかどうかや落札した施工者によって実施された工事が品質の優れたものであったかどうかを見極め、次の入札に活かすことが重要である。総合評価方式は、工事の品質を確保するための入札方式として活用するものである。うまく活用できるかどうかは、発注者の意識に負うところが大きいのである。